

知名町告示第44号

知名町町制施行80周年記念事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和8年6月5日

知名町長 今井 力夫

知名町町制施行80周年記念事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知名町が町制を施行し80周年を迎えるにあたり、団体等が実施する町制施行80周年に関連した事業に要する経費に対し、予算の範囲において補助金を交付することについて、知名町補助金等交付規則（令和4年知名町規則第2号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体等とする。

- (1) 町内に住所若しくは所在地又は主たる活動場所を有すること。
- (2) 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町制施行80周年を記念する目的で自主的に企画し、実施するもので、次のいずれかの内容を盛り込んだものであること。
 - ア 未来世代の育成・交流に資する事業 子どもや若者が主役となる事業、又は多世代が交流する取組
 - イ 歴史・文化の継承と郷土愛の醸成 伝統を次世代へつなぐとともに、町の魅力を再発見する取組
 - ウ DX（デジタル技術）の活用 デジタル技術を活用して町の持続可能な発展や魅力発信につなげる取組
 - エ 既存事業の発展・連携 既存の活動に新たな実行力を加え、80周年を機に一步前進させる取組

- (2) 知名町町制施行80周年記念行事である旨の表示を行うもの
- (3) 実施団体の構成員以外の町民が広く参加できるもの
- (4) 原則として、知名町内で行われるもの
- (5) 令和8年7月1日から令和9年2月28日までに実施し、完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反する、又は反するおそれがあるもの
- (4) 知名町のイメージを損なうおそれがあると認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象の事業として適当でないと認められるもの

(補助金の補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象経費は、前条に規定する補助事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、別表に定めのない経費で、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額と補助事業にかかる支出総額から入場料、参加料、売上金又は協賛金等の収入総額を差し引いた額を比較し、いずれか低い額とする。

2 前項の規定による補助金の額が20万円を超えるときは、20万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認める場合は、補助金の上限額を変更することができるものとする。

(庶務)

第6条 この補助金に関する事務は、企画振興課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。

別表（第4条関係）

費目	主なもの
報償費	講師・専門家等への謝礼
旅費	講師・専門家等への交通費
需用費	消耗品費、資材・書籍等の購入費、印刷製本費
役務費	翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等、手数料
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・物品・器具等のリース料等
備品購入費	汎用性が低く、事業の実施に必要不可欠なもの
燃料費	車両、機器等の燃料費
その他の経費	その他町長が必要と認める経費